浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録(抜粋)

1 開催日時

令和5年2月15日(水)午後1時30分開議

2 開催場所

第1委員会室

3 会議に付した案件

- 1 付託議案審査
- (1) 第29号議案 浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部改正について
- (2) 第30号議案 浜松市協働センター条例の一部改正について
- (3) 第33号議案 浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 2 国の施策及び予算に関する提案(通称「白本」)及び大都市財政の実態に即応する財源の拡充 についての要望(通称「青本」)の見直しについて

13:31

1 付託議案審査

②結論

起立採決した結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、第29号議案については附帯決議の提案があり、一委員の退席後に採決した結果、全員異議なく、 附帯決議を付すことを決定しました。

◎発言内容

- (1) 第29号議案浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部改正について
- (3) 第33号議案浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- ○高林修委員長 それでは(1)第29号議案浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部改正 について及び、(3)第33号議案浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例の 施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、関連する議案となりますので一括して議題 といたします。それでは、当局は議案について説明をしてください。

[当局説明]

- **○髙林修委員長** 当局の説明は終わりました。質疑・意見はありませんか。
- **○酒井豊実委員** 前回の委員会、1月27日のときに区協議会からの答申があって、3つの区協議会から意見が添付されていましたが、それに対して文章あるいは言葉でしっかりと報告すべきだというふうにお願いをしたわけですが、それについてはまずどのようになっているのか伺います。
- **〇区再編推進事業本部副本部長** 各区と調整をしまして、直近の区協議会で報告していただくという

ことで調整しております。

- **○酒井豊実委員** それは、2月20日過ぎに大体の区協議会がほぼ一斉に開催されると思いますが、そこに副本部長を含めて出席されて、ただ報告だけではなくて、いろいろな意見とか質問も伺うという段取りと考えてよろしいですか。
- **○区再編推進事業本部副本部長** 各区と調整しまして、先日の特別委員会でお示しした西、北、天竜 区協議会の意見を一覧で載せ、市の考え方も付記してある全く同じ資料を、特別委員会で報告したとい うことも含め、各区から書面で説明していただくということで調整しております。
- ○酒井豊実委員 今日、どこまで質問していいのか、なかなか難しいところがありますが、条例を変えて7区を3区に編成すると、それに基づいて、区協議会であったり、自治会までの流れの全体をつくり替えていくということになっていますので伺いますけれども、区協議会からの意見や、地域の方からの意見を直接聞いてみますと、北区の協議会の中でも、旧引佐3町の皆さんの意見というのは、100%の同意ではなく、やはり非常に不安をたくさん抱えていると把握しておりますけれども、住民の同意という点で、大半の方が同意だよとか、あるいは過半数同意であると、そこら辺はどのように把握した上で、議案提出となったのか伺います。
- **○高林修委員長** 酒井委員、その議論は今までさんざんやってきたことで、特に、住民の皆さんの意見とおっしゃっていますが、それは我々に負託されて議論をしてきたわけで、今日、条例の形が出てきています。ですので、ここでの質疑・意見は、この条例案についてしていただきたいと思います。

前回の委員会でも、答申は適切であるということだったので、その件については、これ以上御発言いただいても私としては受けかねます。

ほかに、この条例について質疑・意見のある方は、いかがでしょうか。

- **〇加茂俊武委員** 前回の選挙から私はずっと反対というか慎重にという立場で、これは議会質問の中でも言っていますので皆さん御承知だと思いますが、今回の再編について、地域の住民の主な方と話しまして、これから前を向いて次のステップに進もうということで、最後に意見・要望を言わせていただければと思いますが、委員長よろしいでしょうか。
- **○髙林修委員長** 意見ということで、どうぞ。
- **〇加茂俊武委員** 行政区の再編の目的というのがまず、柔軟で効率的な組織運営、それから住民サービスの向上とされています。この住民サービスの向上と住民自治の強化というところについては、まだ細かな点でいろいろ確実に見えていない点があるというふうに思っています。区長の権限とか、行政センター長とそこがどのように関わっていくのかというところも、今後、議論すべき点がまだ多くあると思っています。

私自身は、条例の中の第3条の2 (区役所の事務分掌)の変更のときにもう少し区長権限と、区役所の役割についても議論が深まることがよかったかというふうには思っています。そこで、次年度になりますが要望として、区協議会とか地域分科会、特に地区コミュニティ協議会の中の規則とか要綱、これを決定する際に、ぜひ委員会でしっかりと議論をしていただきたいというところです。

それから、浜松市区における総合行政の推進に関する規則、これをどのような形、組織で推進していくのかというところを、今後、しっかりと議論をしてほしいということを申し上げて、これをぜひ次の委員会でしっかりと議論をしていただくということとして、今回は賛成させていただきたいと思います。

〇髙林修委員長 以上ですか。

〇加茂俊武委員 はい。質問は当局に対しては特に……、当局というよりも私は委員長に引き継ぎと

いうか、今後しっかり議論をしていきますというところを、ぜひ図っていただければありがたいと思います。

○高林修委員長 今、加茂委員がおっしゃったように、まだ細かい点についてはこれから協議しなくてはいけないと思っていますが、これは来期の委員の皆様にお任せすることになりますけれど、おっしゃるとおりだと思っています。

今までの議論の中で、住民自治のことについてもやってまいりましたし、それを形にするためには、 細かいところもきちっと決めていかなくてはいけないと思っていますし、私は来期の特別委員会も必ず あると思っていますし、その中で、皆さんで協議をしていただければいいと思っていますので、加茂委 員の気持ちはよく分かります。

- **〇加茂俊武委員** 第29条の5 (地区コミュニティ協議会) で、市が別に定めるというところがありますが、実は規則とか要綱とかは議決権がないものですから、議会で否決とかそういうことができないと解釈していますので、決定する際にはぜひ議論をしていただきたいとお願いしておきます。
- **○太田康隆委員** 関連になりますが、改正内容の2のところで区役所の分掌事務(第3条の2)ということだけれども、この改正内容を見ても(1)は省略されていて、区協議会のほうは比較的細かく書いてあるのだけれども、この区役所の事務分掌というのは、地方自治法が平成26年に変わったときに、それぞれの条例で区役所の事務分掌を定めなさいよ、ということだったけれども、あまり細かく定めてないのですよね。まず、そのことはそのとおりですね。
- ○区再編推進事業本部副本部長 はい。
- **○太田康隆委員** それで、区役所に関して、浜松市が政令指定都市になったときに、区における総合 行政の推進に関する規則をつくりました。その規則はまだ生きているという理解でいいですね。
- **○区再編推進事業本部副本部長** はい。
- ○太田康隆委員 したがって、これから新しい区になって、そこに人口の凸凹があったり、今までと違う地域の課題が出てきたりするものですから、やはり今後その区役所をどう機能させていくかということについては、今、加茂委員も触れましたけれども、また新たにしっかりと区役所の事務分掌も含めて、議会と当局の間でしっかりとした議論をしていくことで、市民の不安を払拭していくということが、何よりも大切なことだと思いますので、それは意見として述べさせていただきます。

それから続けていいですか。

- **〇髙林修委員長** はい、どうぞ。
- ○太田康隆委員 これまでもこの特別委員会で様々議論してきたことを経過報告という形で、市民の皆様にもお伝えしたり、そこで、また様々な機関を通じて、直近では先ほど酒井委員も触れられましたけれども、区協議会からの諮問、答申という形で御意見を聞いたりして、市民とキャッチボールしてきたと思っています。

その中で、今回最終案に決定していく段階で、令和4年1月にパブコメをかけました。このパブリックコメントをかけたときの資料として、これも市民の皆さんにお配りしている内容ですが、その中で、今の3つの区割りにしていく際に配慮すべき課題ということを、この特別委員会でも指摘させていただきました。

要点だけ申し上げますと、今回の線引きというのは、細かなところは別として、合併前の旧浜松と合併してきた旧市町村というような、そういう色合いが濃くなることが懸念されるため、そこに溝ができないように周辺市街地の発展や融和などの施策を推進していくことで特に配慮してほしいというような

ことも課題として指摘させていただきました。

もう一つは、新しい区割りの面積や人口が、決して理想的なバランスがとれたものではなく、市民代表として選ばれた代議員の数もアンバランスになることが想定されるので、こうした数による発言力の格差が生まれないような配慮も多分必要になるだろう、ということを配慮すべき課題として指摘させていただきました。

特に、前段に申し上げました旧浜松市と合併市町村のところが分断されないように、そういった配慮はしてほしいということで、私はここまで議論をしてきたことも評価して、個人的な考え方としては違った主張をしてきましたけれども、この最終案に賛成していくつもりでおります。

それについて後ほど、今の指摘させていただいたようなところを、附帯決議の案として提案させていただきたいということを申し上げまして意見とさせていただきます。

○髙林修委員長 今、太田康隆委員から附帯決議を付すという提案がありました。

附帯決議を付すことにつきましては、原案可決の後に協議することとなりますので、後ほど改めて提 案内容を確認させてください。

ほかに質疑・意見はございますか。

○酒井豊実委員 意見ということだったので、この後で賛否を問うということだろうと思いますが、 私どもは、長きにわたって意見を申し上げてきたとおり、今回の条例改正2本、制定が1本と、これに 対してはいずれも7区を3区に統廃合する再編という内容で、これには賛成しかねるという立場でございます。

住民の幅広い意見が網羅されて、賛成多数でもって、これが提案されたということではないというふ うに認識しているからであります。

先ほど申し上げたように各協議会の答申に対しても、やはり不安が大きい。それから、本当にそうなるのかということの反論、反対意見も非常に根深く広いものがあると認識しています。

そういう点から反対ということでありますが、委員会全体の審査においても住民投票の問題からずっと来て、議会制民主主義やら、運営の民衆的な流れという点では、やはりそぐわないものがあって、住民に開かれた議論、意見聴取になっていなかったと強く感じているところです。

そういう点からして、反対ということでありますし、施行期日も令和6年1月1日ということになっておりますけども、この点についても強く反対を表明しておきたいと思います。

〇高林修委員長 質疑・意見を打ち切り、採決をいたします。なお、採決に当たりましては1議案ずつ執り行います。

まず、第29号議案浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の起立を求めます。

[反対者:酒井豊実委員]

○高林修委員長 起立多数であります。よって第29号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、先ほど太田康隆委員から提案のありました第29号議案に附帯決議を付すということについてですが、まずその内容について提案者から説明してください。

○太田康隆委員 文案がありますので、事務局から配付します。

[資料配付]

○太田康隆委員 今まで指摘してきたことは幾つかあるのですが、その中の1点に絞りまして、でき

るだけシンプルに提案させていただきます。

今回の区割りによって、平成17年の合併前の旧浜松市と合併市町村という色合いが濃くなることが懸念される。そこにしこりが残らないよう、合併市町村の発展や融和などの施策の推進に特に配慮すること。

という内容でございますので、細かく言いますと、今回の案の中で例えば、中央区のほうに雄踏町、 舞阪町の旧合併町が入っています。それから、都田地区については、旧浜松であったものが新しい浜名 区に入っていくということで、正確ではないではないかという指摘ももちろんあろうかと思いますが、 大枠で最大公約数的に切り取ると、こういう表現になりますので、分断にならないような配慮をしてい くということで、御理解いただきたいと思います。

- **○高林修委員長** ただいま太田康隆委員から説明がありました附帯決議案についてですが、委員の皆さんから提案委員に対して質疑・意見がありましたら、挙手をお願いいたします。
- **○酒井豊実委員** 1行目から2行目にかけて、色合いが濃くなることが懸念される、という表現になっておりますけども、現在の7区体制でありますが、3区に再編したほうが色合いが濃くなるということはどういうことなのか伺います。
- **○太田康隆委員** 説明させていただきますと、先ほどの令和4年1月にパブコメにかけたときに、 我々が配慮すべき課題として取りまとめた文言の中に「色合いが濃くなることが懸念される」という、 そのままの文章を使わせていただきました。
- **〇岩田邦泰委員** 太田康隆委員のお話を聞いて、以前からいろいろと御意見を頂いていて、それに対しては当局も、配慮していくという話はあったかと思いますので、あえて附帯をつけるという意味合いをもう少し教えていただければと思います。
- **○太田康隆委員** 原案を拘束するような附帯の内容もときにはあると思います。例えば、予算案に対して執行について制約をしていくような。

これに関しては、理念的と言いますか、そういう考え方で臨んでほしいという、そういった抽象的な 内容をお願いしておりますので、これまで申し上げてきたことを一つの文章としてもう一度改めて委員 会で確認をするという意味合いでの附帯決議です。そういう考え方でおりますので御理解いただきたい と思います。

- **〇岩田邦泰委員** 疑ってかかっているというわけではないということだと思います。内容に関しては、 以前から市民クラブでもひとつの浜松という言い方をずっとさせていただいていて、内容は変わらない かと思いますので、これに対して反対するものではないと思っています。
- **○高林修委員長** ほかの会派の方はよろしいですか。
- **○関イチロー副委員長** 採決をするこの場において、急にこの附帯決議が出てきたということに少し びっくりしているのと、少なくともこの第29号議案は、区及び区協議会の設置等に関する条例の一部改 正ということに関して、この附帯決議ということは違和感を覚えるところがあるのですけれども、その 辺についてはいかがでしょうか。
- **〇太田康隆委員** この条例案で、区が3つになっていくのですよね。中央区、浜名区、天竜区が決まっていきます。ですので、最初の文言にありますように今回の区割りによってという、このタイミングで29号議案につけさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。
- **〇関イチロ一副委員長** 再編に関しては、この特別委員会に関して言えば、今まで当局と足並みをそろえて、区の再編を協議してきたと思いますし、今のような状況、長い時間をかけてようやくここまで

やってきたことに関して、その上でこの条例が成り立っています。そういうことを考えると、信頼関係の下で行ってきたはずですし、先ほどの副本部長の話の中に、了承、確認、決定をしていただいて今まで来ましたという言葉もあったわけですし、それから加茂委員のお話から言うと、規則だとか要綱という、これをまた今後詰めていくようなわけです。

それから、今までやってきたところで、色合いが濃くなるということは、なるべく排除してやってきたはずです。

また、この3区自体が、いろいろな議論の中でこの形態がよかろうと。最初、二十数個あった区の形をようやく一つの形にまとめてきたということになりますと、ある意味では、我々のやってきたことの中に不確定要素があって、それをこの条例の中で、承認するかしないかということになってくるとすると、我々が今までやってきたこと自体にも、ある部分で言うと、漏れとかそういうようなものがあったということを認めることにはならないかと思います。

当然、この附帯決議の内容自体は、この委員会の中で、再三再四にわたって注意をして、配慮してくださいよというようなお願いをしてきたし、先ほどの加茂委員のお話も、私は要望という格好で実際に議事録に載るというスタイルになっているわけですので、そこのところを強調するがあまりに、逆の効果が現れるのではないのかと、旧浜松市と合併市町村という溝をわざわざつくってしまうような附帯決議というのは、必要ないように思っておりますけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○太田康隆委員 議案書の29ページを見ていただきますと、市長提案の議案で当然そういうことになりますし、議会で今議論しているわけですので我々の特別委員会として議論するということです。

それで、この附帯決議は、自民党会派として諮っていただいて、会派として提案していくということで、私がたまたま発言者になっておりますけれども、そういう手続を踏んできております。

それから、先ほど来申し上げておりますように、この文言につきましては、かつて、委員会として配 慮すべき課題に載せた内容がそのまま採用されています。

もう一つは、これが先ほど可決された議案の執行を大きく阻むというものではないという、理念的な ものだと理解しておりますので、どうぞその辺は御理解いただきたいと思います。

○関イチロ―副委員長 今の申され方でいくのであれば、わざわざこの附帯決議というものをつける 必要はないように私には思えたのですけれども、いかがでしょうか。

○太田康隆委員 議会でのやり取りは、議事録を見れば分かるということは、我々、議員にとっては 非常に分かりやすいのですが、市民の皆様からすると、課題になっているところを議事録で遡って調べ たりということは、なかなかないわけですので、この議案が提案されて採決するこの段階でまた、過去 に議論した内容について強調しておくことの意味というのは、私はあると思います。

再三申し上げますが、附帯決議というのは、拘束力がないものというふうに聞いており、読み込んでおりますので、そこは、御理解いただきたいと思います。

○関イチロー副委員長 この条例は市長からの提案であり、議案の上程という格好ではありますけれども、今までの経過から言えば、かなり委員会側が主導を取った時期もありますし、あるときには歩調を合わせてようやくたどり着いたところだと思っております。

そういう意味からいくと、それは信頼の関係の中で起こっていて、ようやくここまで来たというふう に思っておりまして、そこにわざわざこの附帯決議をつけるという、そのこと自体がやはり新しい区を 当局と議会と一緒につくっていきましょうというこの条例の意味合いから言うと、私自身はどこか違和 感を覚えております。

〇稲葉大輔委員 会派でもいろいろ意見がありましたが、今回条例の中で、この協議会とか地区コミュニティ協議会の細かいところまで、今回まだ規定されていなくて、先ほど言われたとおり、これから次年度に規則を詰めていくということで、ある意味持ち越しされている状態であります。

私は本来であれば、この条例議決までに、議論を徹底して積み上げて、もうこれで決まりというところになっていれば、この附帯決議はいらないというふうに思いましたけれども、今回あえて了解をしていくに当たっては、ちょうどこの後、改選期を迎えますので、我々委員も全員がこのメンバーで、次期特別委員会をやるという保証はもちろんありませんし、また、市長も退任されるということが決まっている中であって、この議論をしっかりと継続していくという意味のお約束をこの決議をもってしていただくということです。

この後、当然選挙を通じて市民の皆さんといろいろと意見交換をする機会が出てきますので、その中でもしっかり話題に上げていただいて、この再編が本当にいい方向に進むという議論になればいいのではないかというふうに思っております。

〇加茂俊武委員 先ほど申し上げたとおり、ずっと反対の立場でやってきたところです。選挙の公約 にもしておりましたので、非常に大変つらい思いをしながら議論をしてまいりました。

その上で、例えば細江地区自治会連合会は区役所の存続を訴えたり、こういう要望活動もしてきました。

ただ、先ほど申し上げたとおり、前に向かってステップをするという話をどんどんしていきたいと思いますので、その上で、やはり最後に附帯決議でこういう配慮をしっかりとして、今後も住民自治の強化を進めていきますという、先ほどの稲葉委員の言ったようなことを、議会として委員会として示していくということは非常に地域の方々にとってもありがたいというふうに思いますし、地元への説明も本当にこれでしっかりできるというところで、ぜひ採択をしていただければと思います。

- **〇関イチロー副委員長** 今、加茂委員がおっしゃられた反対をしてきましたというのは、どういう反対だったのですか。
- **〇加茂俊武委員** 行政区再編を反対して、選挙に出ております。
- **〇関イチロー副委員長** 今、第29号議案に関しては賛成されたのですよね。
- **〇加茂俊武委員** 先ほど申し上げたとおり、住民自治の強化を約束に今回賛成をすると言って、先ほど立ちました。
- **〇松下正行委員** うちの会派も、今回のこの附帯決議について、今までさんざん議論してきた内容でもあるし、先ほど太田康隆委員も言われたとおり、当然議事録にも残っていますし、資料としても残ります。それから、区協議会や一人一人ではないですが市民の皆さんにも説明しているという現状と、この委員会の中での委員と当局の議論ということを踏まえると、あえて出すものかというクエスチョンはつきますが、出しても悪い話ではないのかとは思います。

あまりこういう時期に、この条例を議決した後に出すものかというのは少し感じますが、先ほど加茂 委員が言われたとおり、当然これから具体的なところの要綱とか議論していきますので、そういったこ とをしっかり議論すればいいわけで、せっかく議会と当局が二人三脚で60回ぐらい委員会を開いてやっ てきたということを尊重されるような形がいいかとは思います。

何か、釘を刺すような形でのこの附帯決議というのが、本当にいいのかという感じはありますが、と もかく、前へ進めていかなくてはならないので、反対するものではないということで、意見だけさせて もらいます。 **○髙林修委員長** ほかは、よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

- **○高林修委員長** そうしますと、副委員長は反対ということでしょうか。
- **〇関イチロ一副委員長** いいえ。反対するものではありませんが、採決するようであれば退席いたします。
- **○髙林修委員長** 分かりました。

それでは、この附帯決議案についての質疑・意見は打ち切り採決をいたします。

[関イチロー副委員長退席]

○高林修委員長 第29号議案はお手元の文案のとおり、本委員会として附帯決議を付すことに、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙林修委員長 異議なしと認め、本委員会として附帯決議を付すことに決定いたしました。

当局は附帯決議について重く受け止めるようお願いいたします。委員会で採決を行ったことでございますので、よろしくお願いいたします。

[関イチロー副委員長入室]

○高林修委員長 次に、第33号議案浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔反対者:酒井豊実委員〕

- **○髙林修委員長** 起立多数であります。よって、第33号議案は原案のとおり可決すべきものと決定を しました。
- (2) 第30号議案 浜松市協働センター条例の一部改正について
- **○高林修委員長** 続きまして、(2)第30号議案浜松市協働センター条例の一部改正についてを議題 といたします。当局は議案について説明をしてください。

〔当局説明〕

- **○高林修委員長** 当局の説明は終わりました。質疑・意見はありませんか。
- **○酒井豊実委員** この条例の一部改正でありますけれども、第2条の中で二俣協働センターを二俣ふれあいセンターに改称する、この点については賛成で、この条例の中で変えるまでもなく組織再編とか、内部で別途やるべきであったと、そんなふうに考えているところです。

他の部分については、全て区再編に伴うものでありますので、それからさらに、令和6年1月1日から施行するということでありますが、こういう点について反対いたします。

○髙林修委員長 ほかに、質疑・意見のある方はいますか。

〔発言する者なし〕

○高林修委員長 今まで委員の皆さんとずっと協議した内容が、具体的にこういう形になりましたので、ここは我々十分に認識もしているし理解をしていると思っています。

それでは質疑・意見を打ち切り採決いたします。

第30号議案浜松市協働センター条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔反対者:酒井豊実委員〕

○髙林修委員長 起立多数であります。よって、第30号議案は原案のとおり可決すべきものと決定を しました。

お諮りいたします。2月22日の本会議における本委員会の委員長報告については、委員長に一任いた だきたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

14:32